

平成 28 年度

ひょうご五国のめぐみ首都圏販路開拓事業

(流通のプロ活用型)事業者の追加募集について



©兵庫県 2017

豊富な営業経験等を有する“流通のプロ”が 皆様の首都圏での商談をサポートします!!



ひょうご推奨ブランド

「首都圏から全国へ販路開拓を行いたい!!」

「首都圏に売り込みたいけど、アポイントがとれずどうして良いかわからない…」

「バイヤーの生の声を聞いて売れる商品に改善したい!!」

最終申込締切
平成 28 年
9 月 29 日
募集数に達し次第
受付を終了します

1 事業目的

ひょうごの美味し風土拡大協議会(事務局：兵庫県庁消費流通課)では、兵庫県ブランド産品(農林水産物・加工食品)の全国でのブランド化や販路開拓を進めるため、食品・流通等の専門知識とスキルを要する流通のプロの力を活用し、首都圏の小売・卸売業等に対する県ブランド産品の販路開拓及び情報発信、「売れる商品」に必要な商品力・営業力の強化について支援を行います。

2 事業内容 (基本は(1)~(3)を通して実施することを想定していますが、(1)のみで終了することも可能です。)

(1) 事前面談 (1回・神戸市内会議室で実施)【無料※裏面参照】

- ① 首都圏での食品メーカー営業、バイヤー等、豊富な経験を有する「流通のプロ」(新日本スーパーマーケット協会所属の専門家)が、販路開拓に向けたアドバイスを実施します。
- ② 商談代行に向けて、流通のプロが、商品カルテ(商品情報、価格、特性等)の内容精査や商品のチェックを実施します。

<ポイント>

事前面談は無料ですので、販路開拓の疑問・不安・お悩みなど、流通のプロにご相談ください!

(2) 商談代行 (商談先：7社程度)【有料※裏面参照】

- ① 流通のプロが皆様に代わり、首都圏の高質・一般スーパー、百貨店、通信販売、卸、外食など多様な販売チャネルに対して、商品の商談を実施します。(具体的な商談事例をお知りになりたい場合は、事務局へお問い合わせください。)

<ポイント>

プロの営業で商品がバイヤーの目にとまった場合、最終の直接交渉により商品の導入が見込まれます

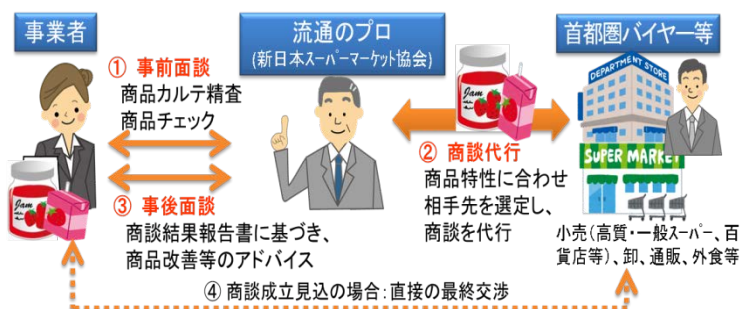
(3) 事後面談 (1回・神戸市内会議室で実施)【有料：上記(2)との一体的な取組】

- ① 流通のプロが、商談代行後、商談結果報告書(商談先担当バイヤーの反応等を記載)により結果を報告します。
- ② バイヤーからのコメントに基づき、「売れる商品」に必要な商品改善などのアドバイスを実施します。

<ポイント>

バイヤーの生の声を聞いて、売れる商品へのブラッシュアップ(磨き上げ)ができます

[事業イメージ]



【新日本スーパーマーケット協会】

正会員(スーパーマーケット)と賛助会員(卸売業・商社、食品メーカー、団体等)あわせて約1,100社を会員にもつ流通小売業界を代表する特例民法法人。全国最大の食品展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー」を始めとするビジネスマッチングの企画・開催、商品開発・改良、販路開拓、人材育成への支援など、多数の実績を有する。

【長澤 睦(販路開拓アドバイザー(プロ)経歴)】

食品メーカー営業16年、食品卸営業3年、食品小売仕入4年と、合計23年の実務経験を積む。2010年からは(一社)新日本スーパーマーケット協会の調査役に就任。現在は、メーカー営業経験を生かし、首都圏店舗への同席商談や同行営業等を担当し、地方商材の販路開拓に取り組むとともに、メーカー商談を通じた営業力強化による人材育成に取り組む。

3 参加事業者要件等

(1) 負担金 5万円/事業者

事業応募、事前面談に関しては無料とし、負担金は商談代行及び事后面談を実施する事業者から頂戴します。
但し、今年度、既に参加事業者として事前面談のみ実施して、事業を終了した者については、事前面談から負担金をいただきます。

※ 負担金に含まれる経費：流通のプロの活動経費

負担金に含まれない経費：商品サンプル提供経費、商品説明用パンフレット、事前・事后面談に係る旅費 等

(2) 応募要件

ア 事業者要件（応募にあつては、以下の全てを満たしていることが必要です。）

- ① 兵庫県内に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。
- ② 商品の継続的、安定的な生産体制が整っていること。
- ③ 商品の製造工程管理がされていること。
- ④ 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。

イ 商品要件（応募にあつては、以下の全てを満たしていることが必要です。）

- ① 兵庫県産の農林水産物を材料として使用している加工食品、または県内で生産された農林水産品であること（食品に限ります）。
- ② 原則、自社製造の商品であること。（他メーカーへの委託製造は可）
- ③ 既に発売している商品である、もしくは近日中に発売する商品であること。（試作品は不可）
- ④ 商標権等の知的財産に関して問題等が生じていない商品であること。

4 募集数及び事業スケジュール

時期	募集数	事前面談	商談代行	事后面談
① 8月開始	若干	8月9日(火)/10日(水)	8月下旬～9月上旬	9月7日(水)/8日(木)
② 9月開始	若干	9月7日(水)/8日(木)	9月下旬～10月上旬	10月5日(水)/6日(木)
③ 10月開始	4社程度	10月5日(水)/6日(木)	10月下旬～11月上旬	11月9日(水)/10日(木)
④ 11月開始	4社程度	11月9日(水)/10日(木)	11月下旬～12月上旬	12月7日(水)/8日(木)

5 応募方法及び応募締切

- ① 応募を希望する方は、「様式 1(申込書)」を期限までに事務局に提出してください。
- ② 様式 1 を事務局で確認後、申込書に記載のメールアドレスに「様式 2(企業概要書)」、「様式 3(商品カルテ)」、「様式 4(商談リスト)」の電子データをお送りしますので、**期限までにメールで事務局にご提出ください。**

時期	様式 1 提出締切	様式 2～4 提出締切
① 8月開始	7月14日(木)	7月21日(木)
② 9月開始	7月28日(木)	8月4日(木)
③ 10月開始	8月25日(木)	9月1日(木)
④ 11月開始	9月23日(金)	9月29日(木)

募集数に達し次第、締切日前でも受付を終了しますので、締切日に関わらず、お早めにお申込みください。

6 参加事業者の決定

参加事業者は、協議会と流通のプロが、応募内容について、事業趣旨、商品特性、兵庫県認証食品・ひょうご農畜水産物ブランド戦略策定品目(下記参照)であるか等から総合的に判断し決定することとし、結果を通知します。

7 応募・問合せ先

ひょうごの美味し風土拡大協議会 事務局

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁消費流通課内

TEL：078-362-9213 FAX：078-362-4276 Mail：makiko_ouue@pref.hyogo.lg.jp

参考：ひょうご農畜水産物ブランド戦略策定品目一覧

【農産物】ジャンボピーマン(西播磨)、さんしょう(但馬)、いちじく(北播磨)、トマト(淡路)、川西・神戸いちじく、淡路島たまねぎ、兵庫県産山田錦、兵庫丹波黒、スイートコーン(東播磨)、新規用途小麦(西播磨)、美方大納言小豆(但馬)、いちじく(淡路)、北摂くり(阪神)、岩津ねぎ(但馬)、やまのいも(丹波)、神戸葉物野菜、コウノトリ育むお米(但馬)、淡路島レタス、兵庫県産いちじく、兵庫県産トマト

【畜産物】ひょうご雪姫ポーク、ひょうごの牛乳・鶏卵・鶏肉、神戸ビーフ、ひょうごの穂々笑実(鶏肉・鶏卵)

【水産物】但馬の松葉ガニ、兵庫ノリ、アカガレイ、明石鯛、明石だこ、淡路島3年とらふぐ、播磨灘産力キ

※ H28年度策定予定 丹波栗、ホタルイカ